

陳 情 文 書 表

(行財政局)

受 理 番 号	4 9	受 理 年 月 日	令 和 2 年 5 月 13 日
件 名	コ ロ ナ 禍 に お け る 高 浜 ・ 大 飯 原 発 の 停 止 等		
要 旨	<p>新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言が出され、8割の接触の削減が目指されてきた。ところが、そんな中でも関西電力は原発の稼働を続けている。とても危険である。</p> <p>最も懸念されるのは、原発の中で感染が拡大し、クラスターが生じ、運転員や保守業務に携わっている方たちが感染することである。原発内での様々な工事も危険である。</p> <p>さらにこの時期に、重大事故を起こしたら、それはもう最悪である。小さな規模の事故でも、収束や調査などで人手を増やさなくてはいけない。さらに、より大きな事故になり、人々の避難が必要になれば、感染が流行中であるため、目も当てられないような最悪の事態に発展してしまう。放射能と感染症に人々が同時に襲われてしまう。そんな危機を絶対に起こさないために、最低でも感染が収まるまで、すぐに原発を止めるべきである。</p> <p>原発をただちに止めるべき理由の二つ目は高浜・大飯原発に特定重大事故等対処施設が造られていないことである。これらの施設の設置期限は、2018年7月であった。ところが、関西電力はそれまでに設置ができなかった。原子力規制委員会が期限を延ばしたが、その新たな期限にすら間に合わないことが、関西電力から表明されている。このために、高浜3号機は本年8月2日、4号機は10月7日に期限を迎え、停止する。大飯原発3、4号機も2022年8月24日に期限を迎える。施設の設置は突貫工事でも間に合わない。</p> <p>そもそも、両原発共に、特定重大事故等対処施設も造られていない。特に重要なのは高浜・大飯両原発共に免震重要棟が造られていないことである。大地震で原発が壊れたときに、余震の中でも事故収束を可能とする指揮所について、関西電力はこれすら完成させていない。新規制基準も守られていない。両原発をこれ以上、動かしてはならない。</p> <p>ついては、関西電力に対して高浜・大飯原発の速やかな停止と構内における工事の即時中止を要請することを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	総 務 消 防 委 員 会		